

# 平成 29 年度 事業計画書

(自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日)

公益財団法人エフテック奨学財団

## 平成 29 年度 事業計画書

当財団の目的を達成するため、学習意欲が高い、埼玉県及びその周辺の都県の優れた大学生、大学院生に対して次の事業を行う。

### <奨学金給付事業>

#### 1. 奨学生の募集

- (1) 当財団は指定した大学、大学院等（以下学校等）に対し平成 29 年 2 月に奨学生の募集要項を送付しており、募集要項に則し奨学生の募集を行う。
- (2) 募集期間は平成 29 年 4 月 1 日より 5 月 19 日とし、奨学金を希望する学生が、学校等を経由して送付してくる奨学金願書及び学校等の推薦書や成績証明書を受領する。
- (3) 学校等から推薦書がそろった後、選考委員会が第一次選考（書類選考）、第二次選考（第一次選考合格者に対する面接試験）を行い当財団理事会を経て奨学生を決定する。
- (4) 平成 30 年度の奨学生の募集は、平成 30 年 2 月に学校等に募集要項を送付し開始する。ただし募集は、既存の奨学生（平成 29 年度に決定した奨学生）が平成 30 年度の奨学金支給について継続するか否か確認し、新たに募集できる奨学生数を確定したうえで行うものとする。

#### 2. 奨学金の給付

- (1) 当財団が指定した学校等の学生 30 名（上限 33 名）に対し、1 名あたりの奨学金給付額は月額 3 万円とし 1 年間給付する。
- (2) 奨学金の予算は 1,188 万円（33 名で計算）を計上。
- (3) 財団への寄附、その他により財政状態が良化した場合は給付金額、人数を見直しする場合もある。

（単位：円）

区分	人数（うち新規）	月額／人	年間支給予定額
大学生、大学院生	33 (33)	30,000	11,880,000
合計【33名（33名）】			11,880,000

※平成 29 年度奨学金受給者が平成 30 年度も在学し奨学金給付を継続して希望する場合は、再度、延長用の申請を行うものとする。（平成 30 年 1 月初旬から末までの期間に継続の確認を行い、申請は新規募集と同様に平成 30 年 4 月 1 日から 5 月中旬までに学校経由で行う。）

#### 3. 奨学金の応募資格

(1) 当財団の奨学生は、埼玉県およびその隣接する都県に住所を有する大学又は大学院のうち指定された大学・大学院に在学する日本国内外の学習意欲が高い、優れた学生であり、次のいずれにも該当するものが対象となる。

- ① 将来社会に貢献できる有用な活動を目指す学生
- ② 奨学金を自身の将来の成長のために有用に活用できる学生
- ③ 在学する大学・大学院によって推薦された学生

#### 4. 奨学生の応募要件

(1) 大学・大学院の要件（以下をもとに大学を指定する。）

当財団が応募を依頼した以下要件に当てはまる大学・大学院

- ・ 勉学に対し計画性をもち努力する学生、基礎知識を備えた学生の多い大学・大学院
- ・ 学生数が一定以上の大学・大学院
- ・ 総合大学のほか工学系、美術系など特色ある大学・大学院
- ・ 社会に貢献している大学・大学院

##### 【指定大学（大学院）】

国公立大学	私立大学	
群馬大学（群馬）	女子栄養大学（埼玉）	法政大学（東京）
宇都宮大学（栃木）	日本工業大学（埼玉）	立教大学（東京）
埼玉大学（埼玉）	慶応義塾大学（東京）	青山学院大学（東京）
埼玉県立大学（埼玉）	早稲田大学（東京）	学習院大学（東京）
東京大学（東京）	上智大学（東京）	成蹊大学（東京）
東京工業大学（東京）	東京理科大学（東京）	駒澤大学（東京）
一橋大学（東京）	中央大学（東京）	芝浦工業大学（東京）
東京外国語大学（東京）	明治大学（東京）	専修大学（東京）
お茶の水女子大学（東京）	日本大学（東京）	東洋大学（東京）
東京芸術大学（東京）		
首都大学東京（東京）		
東京医科歯科大学（東京）		
東京学芸大学（東京）		
東京農工大学（東京）		

以上 32 校

(2) 年齢要件

- ・ 大学 2 年次以上に在学し、出願する年の 3 月末において 22 歳以下
  - ・ 大学院修士課程 1 年次に在学し、出願する年の 3 月末において 25 歳以下
- ※「修士課程」とは、修士課程、博士前期課程及び一貫制博士課程の 1 年次

及び2年次をいう。

・専門職学位課程1年次に在学し、出願する年の3月末において25歳以下

※「専門職学位課程」とは、専門職大学院の課程、法科大学院の課程、教職大学院の課程をいう。

・大学院博士課程1年次に在学し、出願する年の3月末において28歳以下

※「博士課程」とは、博士課程、博士後記課程及び一貫制博士課程の3年次から5年次までをいう。

(3) 学業・人物共に優秀な方

(4) 留学生については上記(1)～(3)に該当する私費外国人留学生

(注1)「私費外国人留学生」とは、「留学」の在留資格を有し、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でない者。

(5) その他要件

① 奨学金の併給

・他の奨学金との併給は差し支えないが、奨学金給付額の合計額が一般の常識の範囲を超えていた場合は資格なしと判断する。

(注) 奨学金給付額合計額の一般の常識の範囲とは在学する大学・大学院の年間の授業料を基準に判断する。

② 年1回の奨学生交流会への出席

・奨学金という金銭的な支援のほか、奨学生同士の情報交換・人脈拡大、当財団から奨学生への情報提供といった金銭以外の支援を目的に奨学生交流会を開催するためこの奨学生交流会への出席。

5. 奨学金給付額と給付の方法

(1) 奨学金給付額：月額3万円（年間36万円）

(2) 給付の方法：採用が決まった奨学生に初めて奨学金を給付する際は、採用を決めた月の翌月に4月に遡って給付する。その後は、隔月毎月上旬に、送金の方法で給付する。

6. 奨学金給付期間

1年間（4月～翌年3月）

※奨学金給付期間は1年間とする。ただし延長申請を認める。

※奨学期間中、所属大学、大学院に在学していることを条件とする。

7. 申請者の区分

(1) 新規申請者：当財団から奨学金給付をしたことのない申請者

(2) 延長申請者：当財団から過去に奨学金を給付された申請者（初年度は該当なし）

## 8. 応募の方法

### (1) 手続

奨学金の給付希望者から(2)の応募書類を在学する大学経由で受領する。個人からの直接申請には応じない。

※郵送の宛名及び連絡先

〒346-0101 埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼 19 番地 (株式会社エフテック内)

公益財団法人エフテック奨学財団 事務局宛

TEL 0480-85-5214 FAX 0480-87-1290

### (2) 応募書類

応募書類は以下とし応募者に対し返却はしないものとする。

#### ①奨学金願書

- ・当財団指定用紙
- ・写真1枚を貼付(カラー、上半身正面、応募前3ヵ月以内、3.5cm×4.0cm)

#### ②推薦書(学校推薦者の自筆署名を必要とする。)

#### ③成績証明書(原本またはコピー、直近の年のもの)

- ・履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのものは不可。

#### ④在学証明書(直前3ヵ月以内発行のもの。)

#### ⑤住民票の写し(マイナンバーの記載ないこと)

- ・写しのコピー不可。記載内容が省略されているものは不可。
- ・留学生の場合は、外国人登録原票記載事項証明書の写し。(コピー不可)
- ・現住所と住民票の住所表示が異なる場合は、大学が発行する「居住証明書」添付。

### (3) 応募書類の締切

2017年5月19日(金)当財団必着

## 9. 選考について

- (1) 選考は、第一次選考として書類選考、第二次選考として面接試験(第一次選考合格者のみ)を行う。
- (2) 書類選考は、選考委員会が奨学金願書等応募書類をもとに学業成績、関心、将来の希望について総合的に評価を行う。
- (3) 書類選考通過者に対しては選考委員会による面接を行う。学生に対しては当財団から直接連絡し面接の日程調整を行う。  
なお、書類選考不合格者に関しては本人及び大学にその旨通知する。
- (4) 6月10日・17日・24日に選考委員会が書類選考合格者と面接を行い、その選考を経て当財団理事会が採用を決定する。
- (5) 採否の決定については7月10日以降に当財団より本人及び大学に通知する。

【奨学生の募集・選考・給付スケジュール】

選考内容	実施予定日
奨学生募集要項の開示	2月20日
奨学生募集受付開始	4月1日
募集応募締切	5月19日
奨学生第一次選考実施（選考委員会による書類選考）	5月24日～
奨学生第二次選考実施（選考委員会による面接）	6月10日・ 17日・24日
理事会による奨学生決定	7月5日
奨学生採否通知（採用者本人・大学宛結果送付）	7月10日以降
奨学金給付開始（新規採用者）	8月

<奨学金給付事業を補足する活動>

1. 奨学生交流会の開催

- (1) 目的：奨学生同士の情報交換・人脈拡大、当財団から奨学生への情報提供
- (2) 開催頻度：年1回程度
- (3) 予定日：平成29年8月4日
- (4) 場所：ホテルラフレさいたま（予定）
- (5) 内容：初めての開催であり以下を予定
  - ① 当財団の紹介と奨学金支給の説明
  - ② 当財団の設立者及び役員の紹介と理事長によるスピーチ
  - ③ 奨学生の自己紹介（夢・志又は目標）
  - ④ 奨学生同士の親睦交流会（情報交換会）
  - ⑤ 当財団からの情報提供

2. その他奨学生に対し必要に応じ情報等を随時提供していく。

以上